



「罪を犯すなどした少年の健全な育成のために」

～憲法週間に寄せて～



東京家庭裁判所少年部所長代行者（判事） 辻 川 靖 夫

家庭裁判所は、日本国憲法施行の翌々年、昭和24年1月に設置され、今年には創設から70年目となります。家庭裁判所では、夫婦や親子など家庭に関する事件（家事事件）を取り扱うとともに、罪を犯すなどした非行少年に対する処遇を決める事件（少年事件）を取り扱っています。

このうち少年事件は、成長の途上にある少年については、犯罪を行った者でも、その改善に向けて適切な教育をすれば、罪を犯さない健全な社会人に育つ可能性が高く、そうすることが、罪を犯した「罰」として懲役や罰金などの刑を科すよりも、少年自身の健全な成長と社会の安全確保の両面で利益が大きいという考え方から、成人の刑事事件とは異なる取扱いがされています。少年院送致や保護観察などの自由を制限する処分も科されますが、それらも「罰」ではなく、少年を改善教育するためのものであることから、「保護処分」と呼ばれます（なお、16歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件については、原則として検察官に送致し、刑事事件として裁判が行われます。）。憲法13条が定める幸福を追求する権利や憲法26条が定める教育を受ける権利を、公共の福祉（憲法12条、13条）を踏まえつつ具体化したものともいえそうです。

少年の処遇を決める上では、刑事事件と同じように、その行為の悪質性や、結果の重大性、その行為に及んだ事情を踏まえ少年をどの程度強く非難できるかといったことを検討しますが、それらに加えて、少年がそのような行為に及んだことに影響した要因は何か（家庭、学業、交友関係のほか、少年自身の認知の歪みや性格特性なども検討します。）、どのように形成されたかを考えた上で、それらが解消されているか、他方で、非行の抑止に役立つ要因として何があるかを検討します。そして、少年が再び非行に及ぶ危険性を評価し、それを防止するため（つまり、少年を健全に育成するため）にどのような処遇が必要かを考え、処分を決めています。そのために、家庭裁判所で

は、心理学、社会学等の人間諸科学を学んだ家庭裁判所調査官が少年の資質や家庭環境等について調査し、事件によっては、少年を少年鑑別所に収容して鑑別所技官による心身鑑別が行われます。また、家庭裁判所調査官による調査の過程では、それぞれの少年が抱える問題性に応じて、「教育的措置」と呼ぶ様々な働き掛けを行なっています。例えば、家庭裁判所調査官が被害者からお聴きした被害の実態や心情を少年に伝えて考えさせたり、万引きによる店側の被害を軽く考えていた少年について、「万引き被害を考える教室」で、被害の実態を認識させ、考えの誤りに気づかせたり、福祉施設での奉仕活動、公園清掃などに参加させることで、社会の一員としての自覚を持たせて、公共心や規範意識の涵養を図ったりしています。また、少年の親を対象として、少年の更生に向けた親の役割を話し合う場を設けたり、郊外の施設等でのグループワークを通じて親子関係の改善を図ったりもしています。そして、そうした教育的措置により少年にどのような変化が見られたかということも踏まえて保護処分の要否や種類を検討しています。

少年事件の事件数は、近年、少子化による少年人口の減少割合よりもはるかに大きな割合で減少しています。昨年、東京家庭裁判所に送られてきた事件の数は、その15年前（平成14年）の約3割でした。その中身を見ると、万引き、自転車盗、遺留自転車の横領、集団による暴力行為や恐喝、道路交通事件といった、かつて少年事件の多くを占めていた種類の事件が大きく減っているほか、凶悪事件についても、同じく15年前と比較すると、例えば、殺人（未遂を含みます）・傷害致死事件は28件から4件、強盗・強盗致傷事件は228件から25件と顕著に減少しています。その反面、周囲からは「ごく普通の少年」と見られていた少年が、オレオレ詐欺等の組織的な詐欺に受け子などとして関わったり、SNSを利用して詐欺や性的非行に及んだりする事案が増えています。また、資質面に問題を抱える上、家庭内で虐待を受けてきたなど、複雑で困難な課題を抱える少年も目立つようになっています。家庭裁判所では、そのような少年たちへの働き掛けの内容や方法についても、高齢者相手の詐欺に関与した少年に特別養護老人ホームでの奉仕活動を体験させたり、資質面の問題を抱えた少年について心理テストを活用して自己理解を深めさせたりするなど、再非行防止に向けて工夫を重ねています。